

雇用保険関係の申請・届出を行う皆様へ

## 雇用保険関係の申請・届出への押印が 不要となる手続きの範囲を拡大します！

令和2年12月25日付けの法令改正等に伴い、事業主及び申請者の押印は、主な雇用保険関係の申請・届出において廃止となりましたが、一部の申請・届出では押印欄が存続していました。

今般、令和5年10月1日付けの法令改正等に伴い、**押印不要となる手続きの範囲をさらに広げ**、「日雇労働被保険者手帳に貼付する雇用保険印紙の消印に使用する認印」などの日雇労働関係で押印が必要となる手続きを除き廃止となりました。



詳細はこちらから

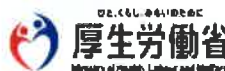
## 押印廃止に伴い、一部の手続きについて 身分証のご提示が必要となります

令和5年10月1日付けの法令改正等により、日雇労働関係の手続きを除き、全ての雇用保険関係の申請・届出への押印が不要となりました。

これに伴い、**一部の手続きについては身分証のご提示が必要となります**ので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。



詳細はこちらから



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

東京労働局・ハローワーク

LL051001東京

## 「創造力」と 「知恵」

“想像力を豊かにし、  
常に自己革新をなし柔軟な発想と  
バイタリティあふれる  
行動力を持ち続ける”  
そんな企業を目指しています。



広研印刷株式会社

代表取締役 社長 前川 光

〒171-0033 東京都豊島区高田3-3-16  
https://www.kohken-l-p.co.jp/  
TEL 03-3208-8271(代表)  
FAX 03-3208-5133